

行田市重度心身障害者医療費助成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行田市重度心身障害者医療費助成条例（昭和50年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条第2項に規定する社会保険各法とは、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(受給資格登録申請等)

第3条 条例第4条の規定により重度心身障害者医療費受給資格の登録を受けようとする者は、重度心身障害者医療費受給資格登録申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、条例第2条第1項各号のいずれかに該当するかどうか次に掲げる書類により確認するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳。ただし、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を特別の理由により所持していない場合は、当該理由及び障害の程度を証する書類
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び前条各号に掲げる社会保険各法に規定する被保険者証、組合員証又は加入者証
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項に規定する申請書には、条例第5条第2項に規定する所得を証明する書類を添付しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により登録の申請をした者について、条例に規定する医療費の助成を受ける資格があると認めたときは、その者を行田市重度心身障害者医療費受給資格者（以下「受給

資格者」という。)として登録し、重度心身障害者医療費受給資格登録決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 5 市長は、第1項の規定により登録の申請をした者について、条例に規定する医療費の助成を受ける資格がないと認めるときは、重度心身障害者医療費受給資格登録申請却下決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(医療費の助成を行わない期間)

第4条 条例第5条第2項に規定する期間は、10月から翌年の9月までとする。ただし、次の各号に掲げる場合の期間は、当該各号に定める期間とする。

(1) 第3条第1項の規定による申請があった日の属する月が10月から12月までの間である場合
申請日(第9条第2項の規定により申請日とみなされる日を含む。次号において同じ。)の属する月から翌年の9月まで

(2) 第3条第1項の規定による申請があった日の属する月が翌年の1月からその年の9月までの間である場合
申請日の属する月からその年の9月まで

(受給資格者証の交付)

第5条 市長は、第3条第4項の規定により受給資格者として登録した者で当該受給資格者に係る医療の一部負担金の助成金を支給するものに対して、重度心身障害者医療費受給資格者証(様式第4号。以下「受給資格者証」という。)を交付する。ただし、条例第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者に交付する受給資格者証は様式第4号の2のとおりとする。

- 2 市長は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条の4第1項各号に掲げる医薬品(以下「新医薬品等」という。)とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認(以下「承認」という。)がなされたもの(ただし、同法第14条の4第1項第2号に掲げる医薬品又は新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であって、その形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。)(以下「後発医薬品」という。)の使用を促進するため、条例第3条に定める対象者の承諾が得られた場合は、前項に規定する受給資格者証の表面に後発医薬品を希望する旨の文言を記載するものとする。

- 3 市長は、条例第5条第2項の規定により受給資格者に係る医療の一部負担金について助成金を支給しないときは、重度心身障害者医療費支給停止通知書(様式第5号)により当該受給資格者

に通知するものとする。

(受給資格者証の提示)

第6条 受給資格者は、病院、診療所、薬局又は柔道整復師等（以下「医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、被保険者証、組合員証又は加入者証とともに、受給資格者証を提示しなければならない。

(受給資格者証の再交付)

第7条 受給資格者証を破損し、又は亡失した者は、重度心身障害者医療費受給資格者証再交付申請書（様式第6号）により市長に申請し、再交付を受けることができる。

(受給資格者証の更新)

第8条 受給資格者証は、毎年10月1日に更新するものとする。

(受給資格者証の有効期間)

第9条 受給資格者証の有効期間は、申請日又は更新日からそれ以後最初の更新日の前日又は受給資格消滅日のうちいずれか早い日までとする。ただし、身体障害者手帳に再認定年月、療育手帳に次回判定年月の記載がある場合又は精神障害者保健福祉手帳の場合の有効期限は次のとおりとする。

- (1) 身体障害者手帳に再認定年月がある場合は更新日の前日、再認定年月の末日又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日
- (2) 療育手帳に次回判定年月がある場合は更新日の前日、次回判定年月の末日又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の場合は更新日の前日、精神障害者保健福祉手帳の有効期限又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に規定する日を申請日とみなす。

- (1) 新規に身体障害者手帳（条例第2条第1項第1号に規定する重度心身障害者に交付された手帳に限る。）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（条例第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者に交付された手帳に限る。）の交付を受けたとき 当該身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付日の属する月の初日
- (2) 条例第3条に規定する対象者（以下「対象者」という。）となった後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に第3条第1項の規定による申請をしたとき 対象者となった日

(3) 前2号に掲げるもののほか、対象者が災害その他やむを得ない理由により第3条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合において、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたとき 災害その他やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなつた日

(医療費の助成の請求)

第10条 条例第6条第1項に規定する請求は、重度心身障害者医療費請求書(様式第7号)に、医療機関等の発行する領収書を添えて行うものとする。ただし、条例第2条第1項第4号及び第5号に規定する者については、重度心身障害者医療費請求書(様式第8号)により行うものとする。

2 条例第6条第2項の規定により重度心身障害者医療費を医療機関等に支払う場合は、当該医療機関等から請求された行田市重度心身障害者医療費請求書(現物給付用)(様式第9号)により支払うものとする。ただし、市長が別の方法によることが適当と認めるときは、この限りでない。

(医療費の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求があつたときは、速やかに医療費を交付するものとする。

(届出事項)

第12条 条例第7条第1項の規定による届出は、重度心身障害者医療費受給資格内容等変更(喪失)届(様式第10号)にその内容を証する書類を添えて行わなければならない。

2 条例第7条第2項の規定による届出は、受給資格者証の有効期間(第5条第3項に規定する通知書を受けた者にあつては、当該通知書に記載された支給停止期間満了の日前1月)以内に重度心身障害者医療費受給資格所得状況届(様式第11号)に所得の状況を証する書類を添えて行わなければならない。

(受給資格者証の返還)

第13条 受給資格者がその資格を喪失したときは、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

(受給資格消滅の通知)

第14条 市長は、受給資格者が対象者に該当しなくなつたと認めるときは、重度心身障害者医療費受給資格消滅通知書(様式第12号)により当該受給資格者であつた者に通知するものとする。ただし、受給資格者が死亡した場合は、この限りでない。

(添付書類の省略)

第15条 市長は、この規則による申請書その他の届出に添付する書類により証明する事項を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和50年10月1日から施行する。

(南河原村の編入に伴う経過措置)

2 南河原村の編入の日前に、南河原村重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則（昭和50年南河原村規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和58年3月24日規則第5号）

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の行田市重度心身障害者医療費助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和58年2月1日から適用する。

(適用)

2 改正後の規則の規定は、昭和58年2月1日以後に受けた医療に対して支払った一部負担金等に係る助成から適用する。

附 則（昭和59年6月27日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の行田市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年12月26日規則第27号）

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（昭和62年9月29日規則第16号）

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日規則第22号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成8年7月31日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の行田市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成9年6月27日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の行田市老人医療費助成条例施行規則等の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成9年9月29日規則第28号）

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の行田市老人医療費助成条例施行規則等の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成11年3月31日規則第30号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月26日規則第37号）

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年10月9日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の行田市子ども医療費支給条例施行規則等の規定は、この規則の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月27日規則第110号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第10号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月17日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第27号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第24号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第22号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の行田市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の規定によりなされている申請、請求及び届出は、改正後の行田市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の規定による申請、請求及び届出とみなす。

附 則（平成25年3月21日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規則第23号）

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第41号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成28年3月10日規則第30号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条第2項第2号及び第3号の規定は、平成28年4月1日以降に行田市重度心身障害者医療費助成条例（昭和50年条例第27号）第3条に規定する対象者となった者に適用し、同日前に対象者となった者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月22日規則第88号）

(施行期日)

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」

という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の規則の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則 (平成30年12月28日規則第40号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第3項の規定は、この規則の施行の日以後の受給資格の登録申請について適用し、同日前の受給資格の登録申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の規則の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則 (令和元年12月24日規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式により調整した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

様式 (略)